

箱根町定住促進空き家活用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家を有効活用した定住及び空き家バンク（箱根町空き家バンク実施要綱第2条第4号に規定する空き家バンクをいう。以下同じ。）の利用を促進するため、空き家を町に定住をする意思がある者が購入し、又は賃借した場合において、当該空き家の所有者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 相当の期間居住する意思を持って、住宅に居住し、かつ、当該住宅の所在地を住民票に記載されている住所とし、生活実態があることをいう。
- (2) 空き家 空き家バンクに登録された一戸建ての建物（賃貸業用住宅、集合住宅及び併用住宅（居住部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を除く。）をいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、空き家の所有者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 定住をする意思がある者（当該空き家の所有者の3親等以内の親族を除く。）との間で、空き家について売買契約又は賃貸借契約を締結したこと。
- (2) 前号の定住をする意思がある者が当該空き家の所在地を住民票に記載されている住所としていること。
- (3) 箱根町暴力団排除条例（平成23年箱根町条例第12号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 町税等を滞納していないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、前条第1号に規定する売買契約を締結した場合は5万円、同号に規定する賃貸借契約を締結した場合は15万円とする。

2 奨励金は、交付対象となる空き家に対して1回限り交付する。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空き家について売買契約又は賃貸借契約を締結した日から起算して1年以内に、箱根町定住促進空き家活用奨励金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該売買契約又は賃貸借契約に係る契約書の写し
- (2) 誓約書兼同意書(第2号様式)
- (3) 当該売買契約又は賃貸借契約の相手方が当該売買契約又は賃貸借契約に係る空き家の所在地を住民票に記載されている住所としたことを確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類
(県警本部への確認)

第6条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の規定により交付決定を受けた者が、第3条第3号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(奨励金交付の決定)

第7条 町長は、第5条の規定による奨励金の交付の申請があったときは、速やかに審査を行い、その適否を決定し、箱根町定住促進空き家活用奨励金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により、申請者へ通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者は、箱根町定住促進空き家活用奨励金請求書(第4号様式)により町長に奨励金を請求するものとする。

(空き家バンクへの再登録)

第9条 奨励金の交付を受けた者は、賃貸借契約に基づき空き家に入居した者が入居の日から1年を経過する前に契約解除等により退去した場合は、当該退去後速やかに、当該空き家を空き家バンクに再登録しなければならない。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条の規定に反し、空き家を速やかに空き家バンクに再登録しないとき。
 - (2) 奨励金の交付申請に際し、偽りその他の不正な行為があったとき。
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 30 日から施行する。